

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、建築士の免許を取り消したので、次のとおり公告します。

令和七年三月二十一日

奈良県知事 山下 真

一 免許の取消しをした年月日

令和七年三月十二日

二 免許の取消しを受けた建築士の氏名

田村 顕己

三 二級建築士又は木造建築士の別

二級建築士

四 登録番号

奈良県知事登録第五四三〇号

五 免許の取消しの理由

建築士法第八条の二第二号に該当する事実が判明した。

このことが、建築士法第九条第一項第三号に該当する。